



♣グリーン・電力出資金出資者  
♣グリーンコープでんき利用者

# グリーンコープでんき通信 VOL.60

2023年8月28日発行  
一般社団法人グリーンコープでんき



## 熊本菊池太陽光発電所が生み出す収益を地域に還元！ ～菊池市から山鹿市へと取り組みの輪が広がりました～

グリーンコープでんきは、新電力の一つである自然電力(株)が運営する「熊本菊池太陽光発電所」に出資することでその事業に参画しています。その発電所の収益の一部を地域に還元する自然電力(株)の取り組みである「(一社)自然基金・1%forCommunity」の具体化として、2021年からGCくまもと西地域本部が中心となって、自然・環境・再エネ・SDGs などに関する本を、未来を創る子どもたちに読んでもらいたいという思いを込めて、地域の自治体へ寄贈してきました。2021年と2022年は菊池市の図書館や教育施設へ、2023年はエリアを広げて、山鹿市の図書館への贈呈を検討してきました。なお、自然電力(株)の基金運用を行ってきた(一社)自然基金は、2023年4月より「GBPラボラトリーズ」へ改称されました。

山鹿市立図書館への贈呈式は、2023年7月19日に山鹿市民交流センターで執り行われ、山鹿市からは早田市長と堀田教育長に臨席していただきました。また、GBPラボラトリーズから低引副代表、自然電力(株)から2名、そしてグリーンコープ関係者ら総勢約20名が参列しました。

今年の本の選定においては山鹿市からの希望図書が42冊ありました。それを含め全部で127冊が、山鹿市立図書館くもれび図書館・ひだまり図書館・鹿北図書室・菊鹿図書室・鹿央図書室にそれぞれ寄贈・配本されることになっています。贈呈式の様子を紹介します。



早田山鹿市長の挨拶から

いつも生活困窮者支援活動に尽力いただき、このたびは本を寄贈いただき感謝している。

温暖化の影響で起こる地球規模の自然災害を何とか解決していく必要がある。その人材が山鹿市から生まれてほしい。



贈呈式会場に贈呈した本を展示

寄贈団体として挨拶するくまもと西地域八木地域理事長  
未来を担う子どもたち、そして地域の皆様へ、本を通して自然・環境・SDGs・自然エネルギーのことを考えるきっかけにしていただきたいという思い、検討をしてきた。ぜひ活用していただきたい。



山鹿市民交流センター2階「くもれび図書館」展示の様子



左より、元気くん・GBPラボラトリー低引副代表・八木地域理事長・早田市長・堀田教育長・八千代座キャラクター「チヨマツ」

# 託送料金訴訟は、「控訴審」へ向かいます。

2020年10月15日に福岡地方裁判所に提訴した託送料金訴訟は、9回もの審理を経て、今年3月22日に判決が言い渡されました。その判決が不当であるとして、控訴することになりました。

福岡高裁に提出した「控訴理由書」は、A4判44ページにわたります。今号に掲載した内容はGC共同体東原常務がグリーンクラブの通常総会への報告用としてまとめたものを編集したものです。

## 不当判決、そして控訴に向かうことを決定

福岡地方裁判所での一審判決は、争点の1つであった「原告適格」(グリーンコープでんきがこの訴えの原告として認められるのか)については私たちの主張を認めたものの、訴えそのものについては「原告の請求を棄却する」とし、敗訴でした。私たちはその判決内容をつぶさに読んだうえ、これを「不当判決」と理解し、その意思表示をおこない、そのことが新聞ほかで報道されています。

3月30日、GC共同体臨時理事会をひらいて、この判決を受け入れて控訴しないか、それとも控訴するかを検討し、控訴することを決定しました。受けて、4月3日、福岡高等裁判所に「控訴状」を提出し、5月23日に「控訴理由書」を提出しました。

## 入念に検討を重ねた「控訴理由書」とは。

「控訴理由書」の大きな目次は、以下のようになっています。

- 第1 原判決の判示
- 第2 賠償負担金(賠償負担金相当金)及び廃炉円滑化負担金(廃炉円滑化負担金相当金)は、電気事業法18条3項1号にいう「適正な原価」に含まれないこと
- 第3 賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用ではないこと
- 第4 原判決の理由とするところについての検討
- 第5 総括

目次に沿って、いくつかのポイントを案内します。

I. 第一審では「第3 賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用ではないこと」に関する主張はせずに、「第2 賠償負担金(賠償負担金相当金)及び廃炉円滑化負担金(廃炉円滑化負担金相当金)は、電気事業法18条3項1号にいう『適正な原価』に含まれないこと」をもっぱら主張しました。この「第2」の核心は、国民の財

産に関わるものを、国会が決める法律によらず、行政の命令(経済産業省令)で決めてはいけないのだ、というものでした。

(1)電気事業法18条は「託送供給等約款」に関わるもので、第1項は「一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けねばならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。」となっています。第3項は「経済産業大臣は、第1項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない」とあり、その1号は「料金が17条の2の1項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること」です。

(2)この「託送料金の算定の基礎」のなかに、突如として経済産業大臣が決めた、しかも託送業務(送電や配電のための電線使用)と無関係で本来は原子力発電事業者が負担すべき「賠償負担金」と「廃炉円滑化負担金」を含めるのはおかしい、それは託送業務をおこなう一般送配電事業者(九州電力送配電株式会社)にとっての「適正な原価」ではない、と私たちは主張したのです。

(3)一見すると、無機的な手続き論を述べているだけのように見えます。しかしこれは、そうではなく、「わたしが生きることに関わる決定を、わたしの意思によらず、他者がすることは認められない」という、グリーンコープがもっとも大切にする1つを訴えるものでした。つまり、「賠償負担金」(原発事故の賠償費用)も「廃炉円滑化負担金」(原発廃炉をすすめる費用)も、そうした負担金といったものを新たに設ける必要があるかないか、あるとしたとき原子力発電事業者ではない全国の新電力事業者とその利用者である国民が負担すべきものであるかどうか、それを決めるのは今を生きており、未来をつくる自由と責任をもっている国民自身であり、その国民が選んだ国会であって、国民が選ぶことのない経済産業大臣や経済産業省の役人がそれをするのは間違っている、というものでした。

(4)これについて立証すべき内容は深く範囲も広く、9回にわたった裁判期日に提出した準備書面も9つにのぼりました。そして、その内容をすべてスライドにして、各期日も数十分間、裁判官、被告の国の面々、傍聴する報道関係者・市民・組合員に伝えていきました。

II. しかし、一審判決は、そうした法律と社会、いわば主権者と主権者から業務やときに権限を委託される者の関係の根幹に関する判断から逃げました。

- (1) 一審判決は、国が主張した「賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、電気の全需要家(利用者)が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用である」をそのまま採用し、「だから、(電気を利用する国民が一様に払う)託送料金に含め」得る「適正な原価」となる、したがって、「これら賠償負担金や廃炉円滑化負担金を含む託送料金に変更するという約款を認可しても違法ではない」と判示しました。
- (2) 法を司ることを主権者から付託されているのが司法(裁判所)です。その司法が自ら考えるべき事柄の判断をしないのは、情けない姿です。これが是か非かを自分で考え、判断していくべきであると私たちは思うのです。結論の適否の以前に、こうした判断放棄が、何にもまして「不当判決」であるということです。

III. これに対して、私たちは、法律や社会、いわば主権者と主権者から業務やときに権限を委託される者の関係の根幹については是非判断を、なんとしても司法にやってほしいと考えています。

- (1) そのためにどうしていくか、弁護士や託送料金検討委員会で議論しました。そして、一審では根幹に関する是非判断への審理に集中すべく、あえて私たちから主張しなかった、そして判決が基礎においた「賠償負担金や廃炉円滑化負担金が電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用である」に対して、「これらは公益的課題に要する費用ではない」ことを明確に立証していくことにしました。
- (2) それが、「第3 賠償負担金や廃炉円滑化負担金は、電気の全需要家が公平に負担すべき電気事業に係る公益的課題に要する費用ではないこと」であり、それに基づいて「第4 原判決の理由とするところについての検討」「第5 総括」と論じていくものです。いくつかの内容を以下に記してみます。

- 一部の原子力発電事業者が事業を営むための施設の廃止費用を全需要家(利用者)から徴収するのは、発電事業者間の公平を害し、電力自由化の趣旨にも反する。
- そもそも、原子力発電施設の廃止だけ特別の会計制度(原発会計と言われる)を設け、優遇措置をとることが明白な不公平であり、電力自由化の趣旨にも反する。
- 原発依存度の低減という国のエネルギー政策における基本方針は、原子力発電事業者だけを優遇する制度をつくることを正当化しない。

○仮に「原子力損害の賠償のために備えておくべきであった資金であって、旧原子力発電事業者が平成23(2011)年3月31日以前に原価として算定できなかったもの」だとしても、それが後になって「過去分」といった理屈によって、電気の全需要家が公平に負担すべき公益的費用となるようなことはない。

○国は「電気事業法は、託送制度を導入した平成11(1999)年改正時から、託送供給制度において、電気の全需要家が公平に負担すべき公益的費用を回収することを想定していた」と主張するが、平成11年の電気事業審議会基本政策部会料金制度部会の報告書には、そのような記述はない。

○平成11年の国会審議でもそうした議論は行われていない(平成25(2013)年10月に初めて用いられた)。

○平成26(2014)年の国会答弁では、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に加えることは想定されていない。

○平成29(2017)年、つまり、経済産業大臣の命令によって賠償負担金と廃炉円滑化負担金を託送料金の原価に加えることが省令となった時、国会での質疑応答は改正法案が提出されたわけではなく、審議といえるものはなく、かつ平成11年の報告書を誤って引用した答弁となっている。

○平成29年に大臣の命令でつくられた省令(電気事業法施行規則45条の21の2~45条の21の7)は、電気事業法の規定を実施するための「執行命令」として定められたものでなく、「法規命令」である。つまり、国が言うような、すでに支払い義務が法律上決まっているものの回収の手続きを定めたものにすぎないというのではなく、この一連の規則によって初めて賠償負担金と廃炉円滑化負担金の回収義務、すなわち新電力事業者やその利用者の支払い義務が生じたのである。

(3) 控訴理由書は、グリーンコープのホームページにアップしています。ぜひご覧ください。控訴理由書に対して、被告の国がどんな反論をしてくるのか、裁判官がそれをどう見ていくのか、控訴審でまず見据えていくことは、それです。

(4) そして、司法(裁判所=法を司る者)の是非判断を示してほしいです。法律や社会、いわば主権者と主権者から業務やときに権限を委託される者の関係の根幹について、主権者である国民が、納得できる判断をぜひ示してもらいたいと考えています。

~託送料金第二審(控訴審)にご参加ください~

【日時】2023年9月19日(火)13時30分~  
・13:30~14:00…六本松公園(福岡県弁護士会館横)で期日前行動  
・14:30~「控訴審」第一回口頭弁論  
・閉廷後、弁護士会館2階会議室で、記者会見・報告集会を行います。

## ■グリーンコープでんき

7月にグリーンコープでんきを供給した契約件数は、グリーンコープ事業所、組合員契約件数、グリーンコープ商品のお取引先も含め下表のとおりです。

生協名	GC事業所 契約件数	組合員 契約件数	契約容量 (kW)
GCしがまる生協	2	1	85
GC生協おおさか	8	60	282
GC生協ひょうご	8	36	181
GC生協とっとり	3	49	235
GC生協(島根)	1	107	460
GC生協おかやま	4	195	817
GC生協ひろしま	9	212	950
GCやまぐち生協	5	476	2,029
GC生協ふくおか	98	1,982	8,778
GC生協さが	17	121	716
GC生協(長崎)	11	226	1,152
GC生協くまもと	38	541	2,848
GC生協おおいた	15	306	1,344
GC生協みやざき	2	164	616
GCかごしま生協	10	212	951
単協計	229	4,687	21,359
(一社)グリーンコープでんき(低圧)	70		569
(一社)グリーンコープでんき(高圧)	67		4,904
総合計	366	4,687	26,832

### 《23年6月・7月のグリーンコープでんき電源構成》

#### 【関西電力エリア】

- ・ながわ小水力発電所……………98.4%
- ・三峰川第一・第二発電所……………0.9%
- ・家庭用太陽光発電……………0.7%

#### 【中国電力エリア】

- ・岡山東部クリーンセンター……………95.5%
- ・家庭用太陽光発電……………4.5%

#### 【九州電力エリア】

- ・敦賀グリーンパワー……………42.0%
- ・鹿児島市北部清掃工場……………34.9%
- ・鹿児島市南部清掃工場……………20.0%
- ・家庭用太陽光発電……………1.9%
- ・杖立温泉熱バイナリー……………0.9%
- ・馬洗瀬小水力発電所……………0.3%

※グリーンコープでんきは、電源となっている発電所をすべて特定しています。

※グリーンコープでんきの電源には、原発由来の電気は一切含まれていません。

7月の世界の平均気温が、観測史上最高になる見通しが明らかになり、国連事務総長は「温暖化は終わった。地球沸騰化の時代が到来した」と警鐘を鳴らしました。梅雨明けからの異常な暑さに気候変動の影響を本当に実感します。国連では「誰もが気候変動の抑制に貢献できる、個人でできる10の行動」を提言しています。出来ることはやっていきたいです。

- ①家庭で節電する
- ②徒歩や自転車で移動する、または公共交通機関を利用する
- ③野菜をもっと多く食べる
- ④長距離の移動手段を考える
- ⑤廃棄食品を減らす
- ⑥リユース、リデュース、リペア、リサイクル
- ⑦家庭のエネルギー源をかえる
- ⑧電気自動車にのりかえる
- ⑨環境に配慮した製品を選ぶ
- ⑩声をあげる

## ■市民発電所

《22年6月7月の発電と売電実績》

発電所	出力(kW)	発電量(kWh)	売電額(円)	出力制御
神在太陽光発電所	1,057	240,420	9,616,800	17時間
平池水上太陽光発電所	1,260	282,035	10,153,265	—
深年太陽光発電所	1,550	209,476	10,499,471	13.07時間
若宮物流センター	47	9,687	348,720	—
広島物流センター	47	9,636	346,895	—
やまぐち西部地域本部	54	10,956	350,593	—
グリーン未来ソーラ(10箇所)	244	74,918	1,573,278	420回
合計	4,259	837,128	32,889,021	

(一社)グリーンコープでんき発電所の22年度との実績比

- ・発電量 22年度実績比 92.1% (▲78,9158kWh)
- ・売電額 22年度実績比 92.2% (▲2,800,471円)

- ・神在太陽光発電所・深年太陽光発電所・グリーン未来ソーラーでは、代理制御による出力制御時間(回数)を含みます。
- ・若宮物流センター・広島物流センター・山口西部地域本部の本来制御は他オンライン発電所で代理制御されています。

## ■グリーン電力出資金

- ・皆さんから出資いただいたグリーン電力出資金の総額(実際に振り込んでいただいた額)は、9億7,849万円になっています。
- ・出資目標額(積立目標額)は、2023年7月31日現在で、10億7,184万円になっています。

《23年7月31日現在の単協別実績》

生協名	申込人数	申込件数	出資目標額
しがまる生協			
GC生協おおさか	179	204	15,540,000
GC生協ひょうご	75	86	6,010,000
GC生協とっとり	122	133	10,280,000
GC生協(島根)	225	235	11,160,000
GC生協おかやま	133	148	12,580,000
GC生協ひろしま	636	781	82,407,000
GCやまぐち生協	520	602	39,010,000
GC生協ふくおか	5,023	5,856	503,130,000
GC生協さが	293	337	43,945,000
GC生協(長崎)	534	593	53,339,000
GC生協くまもと	1,398	1,610	124,516,000
GC生協おおいた	734	820	67,224,000
GC生協みやざき	263	300	25,265,000
GCかごしま生協	667	773	77,441,000
合計	10,802	12,478	1,071,847,000

・グリーン電力出資金は、市民発電所の建設費や発電事業立ち上げのための資金(社債)に充てられています。

・2023年6月次支出総額は7億9,295万円で、残高は1億8,554万円となっています。

・市民発電所の建設は継続して調査や検討をすすめています。

これまで出資いただいた金額	978,494,500
これまで支出した事業と金額	792,954,259
神在太陽光発電所、平池水上太陽光発電所、深年太陽光発電所、若宮物流センター、広島物流センター、やまぐち西部地域本部、グリーン未来ソーラー発電所、豊浦太陽光発電所、馬洗瀬小水力発電所、杖立温泉熱バイナリー発電所、ながわ小水力発電所、霧島太陽光発電所、熊本菊池太陽光発電所、オンサイトPPA太陽光発電所(3)	
グリーン電力出資金の残高	185,540,241